

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

①総体的な意見（9件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	説明会に参加し、担当者による説明やこの施策に対する今後の方向性も理解でき、有料化・戸別収集での運用も賛成できました。		ごみの有料化は、ごみ排出の意識改革につながり、戸別収集は個別の分別指導が図られるため、ごみの減量化につながると考えております。
2	5年、10年先を見据えた行政仕事をしていただき、広報などで情報を発信し、自治会を通じて市民の意見を取り入れ検討された資料を作成していただきたい。市民優先で説明会を実施していただきたい。	3	説明会については、一通り実施したものと考えております。9月から市長自らがごみの減量化を含めた市の施策について、タウンミーティングを実施しますので、その状況により判断をさせていただきます。
3	説明会について、市の一方的な説明であり、意見を述べようとしても時間が少なく言うべきことが言えなかった。今後は意見交換会のかたちで市民の意見を聞く会を多く設けていただきたい。		
4	説明会が全て終わったら、市民からの意見を聞く質問会を十分な時間とってください。		
5	市が問題にしているのは6割の燃やせるごみをいかに減量するかだ。「出された燃やせるごみの中に3割の資源ごみが混ざっている」ことを問題にしている。燃やせるごみをいかに減らすかに絞って議論すれば良い。		生ごみは、水切りや生ごみ処理機の活用により、減量化を図ることができますが、それ以外の燃やせるごみは現状排出抑制という形での減量化しか方法がなく、抑制にも限界があると考えています。有料化は、本来は燃やせるごみに入るべきでない資源物を分別するという誰でも分かりやすい減量方法になることで、分別の推進を図る考え方です。
6	焼却施設の負担軽減、施設近隣住民の負担軽減、その他環境負荷、財政負担、次世代への負担軽減と目的が盛りだくさんとなっているため、「ごみ減量化」以外の目的は、減量によって必然的に得られるメリットであり、あえて目的に掲げる必要はない。		ごみの減量化がなぜ行わなければならないものか、どのような効果があるのかを、分かりやすくするために5項目を示させていただきました。
7	資源ごみの分別と排出方法について説明がほしかった。集積所の問題やこれまでの曜日で収集が良いのか。変更になるのか。		今回はごみの減量化に関する基本方針（案）についての説明でしたので、分別等に関する説明は行いませんでした。分別や排出方法に関する悩みや集積所問題に関する相談などは、環境課にご連絡いただければ、個別に対応させていただきます。なお、戸別収集導入により、収集体制や収集頻度の見直しが必要となります。現在、燃やせるごみについては収集曜日等の見直しがありますが現行と同じ週2回、燃やせないごみは週1回から月1～2回程度を検討しています。
8	ごみ減量化のために有償化とすることは必要性を認めるが、住民が有償化を反対するのは当然であり、それに対して施策を進めていくことが市政であり役人の責任である。具体的に数値を用いて説明しなければ説得力が乏しい。市職員としてごみ袋の分析調査をしているようだが、努力が伝わってこない。		基本方針（案）においては、ごみ量に関する推移は掲載させていただきましたが、ごみ減量化策にかかる経費等についてはその運用方法により大幅に変わる部分でもあるため、現時点でお知らせすることができませんでした。今後も、必要と考える分析結果は適宜、可能な範囲で情報発信していきます。
9	家庭系可燃ごみの有料化および戸別収集は再検討をする必要があると考えます。「効果が期待できる」だけでは市民の負担が増えるだけと、行政側もごみ袋の数量、購入費用、在庫管理、販売方法による経費、回収場所の増加（全世帯の半分が戸建てとすれば約27000戸）となり、そのための人件費、収集車両の増加による購入費などが必要になります。現在掛かっている12億6000万円の経費の中で分別および減量対策を実施することを要望します。		有料化を先行して実施したほとんどの自治体で減量効果は実証済みです。しかし、いただいたご意見のとおり、戸別収集により経費は増加します。ただし、今後の高齢化への対応として、ごみ出しへの負担軽減策は必要と考えます。今後、収集の体制や収集頻度については、必要なコストを考慮した上で詳細な制度づくりを行ってまいります。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

②有料化賛成意見（3件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	今までの集積所方式で有料化するのが良い。		有料化による混入資源物の分別促進と戸別収集による分別指導の強化により、よりごみの減量化が進むことが期待されます。
2	有料化について賛成。生ぬるいやり方はもう手遅れなので、今回の手法が出てきたのだと思います。遅すぎるくらいです。海老名市が率先して有料化を実施し、ごみ減量の効果を出し、住民に知らせてください。絶対に良い方向に行くと思います。先駆けて実施するのは素晴らしい事です。このままいくと本当に大変なことになります。これは、SDGsそのもの。より良い地球のために今やるのが大切です。 有料化というとすぐに反論する者が多いが、そのような声に惑わされずに実施してください。	2	ごみの有料化により、燃やせるごみの中に混入している約3割の資源物の分別の促進やごみの発生抑制などの意識の高まりが期待できます。このような意識改革により、ごみの減量化は図られると考えております。
3	市民の意識の低さにも問題ありと思います。そういう意味では有料化も有りだと思います。		

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

③有料化反対意見（8件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	県内32市町村中4市しか実施していない。海老名市のみの有料化実施は反対。税の二重取りである。		ごみ処理は自治事務であり、地方自治法により手数料を徴収できる事務となり、手数料の範囲は「合理的な裁量に委ねる」とされております。2円/ℓの手数料とした場合、ごみ処理経費に対する割合は約17%となり、ごみ処理経費の大部分は税金で賄われます。その割合からも合理的な範囲内であり、裁判例でも同様の趣旨の内容が述べられていることから、市も税の二重取りには該当しないと解釈しております。
2	個人の負担が増える有料化には反対。 有料化ありきで進んでいる。 消費税増税を控えて、この負担はつらい。	7	ごみの減量化が喫緊の課題である現状において、市民のごみ減量化に対する動機づけが働き、かつ、持続性のある施策の1つとしてごみの有料化を挙げております。 ごみの有料化では、今まで全額税金で行っていたごみ処理経費の一部がごみ量に応じた負担となるため、ごみを減らした分、自身が負担する経費は少なくなります。
3			
4			
5			
6			
7			
8			

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

④有料化の目的、効果、制度内容に対する意見(43件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	人口増加により、ごみが増えるのは当然である。その対策として有料化を求めることは納得いかない。	3	一般的には人口の増加により、ごみ量は増加しますが、平成26年度までは人口が増加しながらも家庭系ごみは減量が図られていました。しかし、それ以降は増加傾向で、これまでの減量化策だけでは、これ以上の減量は難しいと考えています。市民一人ひとりの「ごみの減量」に対する意識向上が望め、減量効果がある有料化を目指すとしたものです。
2			
3			
4	有料化は経済的負担となるが、ごみ処理の有料制が考えられる時代となっており仕方あるまい。		全国の6割以上の自治体が有料化を実施し、ごみの減量効果が実証されていますので、ごみ減量化の有効な手法の1つとして考えております。
5	有料化、戸別収集を導入する前に集積所に分別を喚起するようなポスター等、小学生以上の市民からアイデア、機知に富んだ作品を募集したらいかがですか。		集積所に分別を実施する旨の看板等は現在も配布しております。実現性のある新しいごみ減量化のアイデアがあれば検討していきます。
6	有料化により、散歩等をしながらごみ収集する人が減ることが懸念されます。		ボランティア清掃として行うものについては、有料化の対象外とすることで考えていますが、散歩をしながらのごみ収集については、対応は難しいと考えます。
7	有料化実施前に、ほかにやるべきことがあるのではないかと。	5	市では今までも様々な減量化策を講じてきましたが、これまでの減量化策だけでは、これ以上の減量化は難しいと考えています。「ごみの減量」に対する市民一人ひとりの意識の向上などが必要となることから、減量効果がある有料化を目指すとしたものです。
8			
9			
10			
11			
12	説明会で配布された答申書のP.7に全国市町村（1,741市区町村）の63.2%有料化実施とあるが、実施各市町村の特徴を捉えているのか。有料化に至るまでに様々な過程を経て、行政と市民が汗をかき努力し、市民の共感を得てきたと考える。36.8%の実施していない市町村はなぜかを分析して報告してほしい。		ごみ有料化を導入する目的も自治体によって様々で、海老名市のようにごみの減量化というところもあれば、ごみ処理費用の負担に重きを置いている自治体もあります。それぞれの自治体が住民の負担を考慮した上で、6割以上の自治体が有料化導入をしたものと考えられます。
13	実施時期が平成31年秋とあるが、平成32年4月（年度初め）としたほうが中途半端ではない。また、選挙もあるため、市民の有料化に対する民意が反映できる。		平成31年4月に稼働予定の新焼却施設への負担をできる限り少なくすることや周知期間等を踏まえた結果、平成31年秋頃を実施時期と考えております。
14	ごみ処理代は生活するうえで絶対必要な経費であり、いかなる理由があろうと市の財政内で工夫すべき。行政はそれを放棄している。	4	ごみ処理は自治事務であり、地方自治法により手数料を徴収できる事務となり、手数料の範囲は「合理的な裁量に委ねる」とされております。2円/ℓの手数料とした場合、ごみ処理経費に対する割合は約17%となり、ごみ処理経費の大部分は税金で賄われます。その割合からも合理的な範囲内であり、裁判例でも同様の趣旨の内容が述べられていることから、市も税の二重取りには該当しないと解釈しております。
15	負担の公平性を考え、「単純従量制」を選択しているが、これは単なる増税である。		
16	手数料収入2億1,420万円（ごみ処理総額の17%）は、税の二重徴収である。		
17	手数料の料金設定について、排出量抑制目的という新たな政策上の一般的賦課金制度である以上、税金と同様であり、詳細で分かりやすい情報提供と完全な理解が必要となる。		

18	分別して燃えるゴミだけを入れた袋は、運搬が楽になり焼却場への搬送回数も減る。そのために有料の専用袋とすれば効果があると思われる。		有料化により、ごみの分別が促進されれば、燃やせるごみの量も減少するため収集運搬の回数も減少することが考えられます。有料化の方法として、指定ごみ袋を販売する方法で考えております。
19	有料化によりごみの減量化が進むとは思えない。お金をたくさん払えばごみがたくさん捨てられるという者が増えると思う。		燃やせるごみと燃やせないごみを有料、資源物を無料することで、燃やせるごみと燃やせないごみに混入している資源物を分別する動機づけが働くものと考えております。なお、先行市でもごみの減量効果が実証されています。
20	有料化により継続的なごみの減量化が図れるとは思わない。		燃やせるごみと燃やせないごみを有料、資源物を無料することで、燃やせるごみと燃やせないごみに混入している資源物を分別する動機づけが働くものと考えております。他市では、有料化実施後、手数料単価を下げたにもかかわらず、ごみの減量効果は変わらないという事例がありましたので、継続的なごみ減量効果が期待できると考えます。
21	「ごみ有料化」とうたわず、「ごみ袋指定化」などと言葉を柔らかくしたほうが、拒絶反応を減らせる。		ご意見として承ります。
22	一定枚数の指定ごみ袋を無料で配布して欲しい。	2	一定量以上排出するごみに手数料を付加する「超過従量制」も検討しましたが、仕組みが簡潔で、運用コストも抑制でき、ごみ減量効果が持続しやすく、全国的にも一般的であるごみの排出量に応じて手数料が増加する「単純従量制」が望ましいと考えています。
23			
24	有償化を実施する場合は、集合住宅の集会所利用者のごみについては、ボランティア活動ごみと同様に無償の袋でごみ出しさせるべき。		ボランティア清掃ごみを有料化対象外品目（無料）とする理由である地域環境美化と異なり、利用者が限定され、管理組合等の管理下にある集合住宅の集会所利用者のごみは、集合住宅の管理者により適正に処理をしていただくこととなります。
25	有料化実施による用途を清掃関連費用とすると市民税の範囲であり、曖昧な特定財源になるのではないか。	2	有料化により市は手数料収入を得ることとなりますが、本手数料は市民税とは異なり、ごみ処理経費の一部負担として支払っていただくものであるため、清掃関連経費と関連性があり、限定した特定財源として扱うことができると考えます。
26	ごみ袋を利用した場合、年間ゴミ袋の手数料は約2.2億円となり収入を何に使用するか決まっていない。		
27	袋のサイズを、5リットル、10リットル、20リットル、40リットルの4種類設けるといことですが、現在販売されている主流のサイズである5リットル、10リットル、20リットル、30リットル、45リットルと異なるようにした理由はあるのでしょうか。現在販売されているゴミ箱も20リットル、30リットル、45リットルに対応したものがほとんどであることや、5リットルに合うごみ箱はないため、必要ないのではないかと思います。		ごみ袋の種類につきましては、有料化実施自治体のごみ袋の種類や使用割合等を参考にこの4種類としました。また、5リットルの袋を設けることとしたのは、ごみの容量の小さい袋を使用するほど費用負担が少なくなることから、ごみの減量化への動機づけが働くことが理由として挙げられます。有料化実施自治体では、臭いを発する生ごみなどを5リットル袋に入れて定期的に排出し、その他のごみを世帯に合わせた容量の袋に入れて一杯になった段階で排出するといった事例もあるということなので、一定の需要はあると考えます。
28	家庭系ごみ排出量と燃やせるごみの排出量の目標値と減量化を棒グラフ、赤線グラフで表しているが、どのようなものかを考えているのか。一人一日当たり燃やせるごみの量を430gから400gということがどんなもので費用がどうなるのか示されていない。有料化ありきで減らす指導や対象物がどのようなものか明確でない。		近年、ごみ焼却量が増加しているため、燃やせるごみの量を減らすことが必要となります。現在、燃やせるごみの中には、資源物が約3割混入しているため、これを分別することが燃やせるごみを減らす方法の1つとなります。そのための動機づけが働く方策として、有料化を考えています。また、併用実施を考えている戸別収集では、ごみの排出者が明確になるため、個別の分別指導を行うことができ、ごみの減量に繋がると考えています。
29	「収入の用途」に記載されていることは12億6千万円の中に含まれており、含まれていないのは戸別収集に切り替えたことによる人件費、収集車両の増加による購入費用である。		基本方針（案）で示している収入の用途は、清掃関連事業に限定した特定財源として扱いますので、戸別収集を実施することになれば当然戸別収集にかかる費用についても使い道の1つとなります。
30	ごみ収集の有料化を進めることで発生する費用が示されていないため、ごみ収集の有料化が有効かどうか判断できない。周辺自治体で実施し効果があるだけでは説明として不十分。		有料化実施に伴う袋の作成費やそれを販売店に配送する費用、販売店による販売手数料などが費用として発生することが考えられます。
31	組成分析結果をどこまで分析し、減少するかの数値目標及び削減できる経費が示されていない。また、行政側が実施する対策が示されていない。市民に要求するだけでは他力本願。		有料化により、燃やせるごみの中にある約3割の資源物の内、約2割の資源物の分別されると試算し、年間量に換算すると4,400tの減量化が図られると考えています。4,400t減量した場合、焼却費用は概算で1億円程度削減が図られます。また、市としては、今まで実施していきたく減量化策も継続して実施してまいります。

32	所得が100万円の者と500万円の者の負担割合は低所得者の方が大きく公平な費用負担ではない。有料化に伴う目的として所得税を増税すれば所得に応じた負担となるため公平性が保たれる。	有料化に伴う負担の公平性とは、ごみの排出量に応じて負担額が増減するという公平性です。また、生活保護世帯などの一部の世帯については、減免措置の適用も受けられ、所得部分の公平性にも配慮しております。
33	ごみに関しては、0歳の者からすべての人が対象となるもののため、税金で処理することが妥当と考える。	ごみ処理は今まで税金で全てが賄われておりましたが、法律上手数料徴収が可能な事務であるとされております。ご意見にあるとおり、ごみは全ての人に関わってくるものではございますが、排出する量は世帯等により異なります。税金による一律的な負担よりも、ごみ量に応じた負担となることで、公平性が図られるものと考えています。
34	袋の価格については、規格見直し、見積り交渉でコストダウンを進める。	袋の販売価格は手数料である2円/ℓで価格設定し、袋の作成はその手数料収入を元に行うことで考えております。そのため、袋作成のコストダウンを図ることで、手数料収入をほかの清掃関連事業に使うことはできるようになりますが、袋の販売価格が低下することにはなりません。
35	シール制について検討する。	有料化の方法として、指定袋制のほか、袋にシールを貼るという方法を採用している自治体があります。この方法の場合、今までごみ排出で使用していたレジ袋等を使うことができる利点がありますが、シール貼付の場所が人により異なることで、収集の際シールが貼ってあるか確認をしながら収集を行わなければならないという点で、収集効率に影響があると考えています。
36	市町村それぞれの思惑もあると思うが、県全体の問題であるため、全市町村長で知事に対し、ごみ有料化料金の統一化の申し出をすべき。	有料化導入に当たっては、海老名市のようにごみ減量化を目的としているもののほか、ごみ処理経費の負担を主たる目的としている自治体もあり、導入の目的は様々です。そのため、有料化料金もその目的に応じて変わるものですので、統一を図ることは現実には難しいと考えます。
37	ごみ有料化については、海老名市全世帯を巻き込むことであるため、これまでに出示された意見を広報えびなで掲載し、市民全体に知ってもらう必要がある。その際に、現在の3市の世帯数及び世帯人口も掲載していただきたい。	広報は紙面の関係上、主に提出された意見のみを抜粋させていただくのみとなりますが、ホームページや窓口において全ての意見に対する回答を閲覧します。世帯数や世帯人口の掲載については、必要性も踏まえて検討を行います。
38	総量の削減に有料化の他に方法がないなら、座間市、綾瀬市も同時に行わなければならない。同じ施設を利用する座間市民や綾瀬市民との負担で「公平性を欠く」一方で、海老名市民に「費用負担の公平性(P.8)」を求めるのは矛盾していると思う。	ごみの減量化は3市共通の課題ですが、減量化の手法については各市で検討し、実行しています。海老名市は減量化策を考える中で、有効な手法として有料化・戸別収集を目指すこととしました。海老名市はごみ焼却施設の所在市でもあり、率先して減量を図る必要があります。その取り組み状況については2市へ情報提供します。
39	有料化の趣旨である「減量化と逆行する者には(その量に応じ比例して)負担を課す」というのは「インセンティブ」ではなく「ペナルティ」である。罰金と同じ類であり有料化は基本的に「ごみを排出する市民を処罰する」対策であって、住民に対する脅迫に他ならないと認識すべき。	今までは、ごみを分別する人もしない人もごみのために同じ金額を払っている状態にありましたが、有料化により排出量に応じた負担となるため公平性が図られると考えています。
40	基本方針案の全般にわたり「家庭系ごみ」とあるのは、「家庭から排出されるもの」のうち「燃えるごみ」に限定しているため、「家庭系燃えるごみ減量化」と表記を変えていただきたい。	ご意見として承ります。
41	「インセンティブ」で分別や排出量抑制を奨励しようとするならば、ごみ排出の有料化ではなく市民税等の賦課金の減免で対処すべき。負担感で減量化させようとするなら分別化が不徹底な者や総量が基準よりも多い世帯に「ペナルティ」を課す制度にすべき。	税金の額は、法律に基づいて決まっているため新たに減免等行うことは困難となりますが、有料化により排出量に応じた負担となるため公平性が図られると考えます。
42	不法投棄と不適正排出対策でパトロールや地域、民間事業者の通報協力を求めるとあるが、ごみ有料化で経済的負担が増加する上に自治会等の見回り負担等を「住民」に押し付けるのは絶対にやめてほしい。必要なら市の職員で定期巡回や集積所の立ち番をしていただきたい。費用は有料化負担分で充当すれば特定財源の用途にも合致する。	パトロールなどの不法投棄対策は市として行っていくことを考えておりますが、不法投棄が発生しない環境作りも重要となってきます。そのための対策については、地域の方々とも調整を行いながら進めていきたいと考えております。
43	私有地への不法投棄ごみの処理を市が責任を持つことが明確にされなければ、被害者がいわれのない有料化負担を強いられることになり、公平性に欠ける。対策を市が示さない限りは実施すべきでない。	私有地への不法投棄については、土地の管理の問題となるため、基本的には土地の所有者で対応していただくこととなります。しかし、パトロール等による不法投棄が発生しない環境作りも進めていきたいと考えております。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑤有料化の目的、効果、制度内容に対する質問(8件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	有料化対象品目の「燃やせないごみ」の中身が理解できませんでした。「資源物」の欄に記載された品目の大部分が「燃やせないごみ」と理解していたのですが		ガラスや陶器類など資源化ができないものとなります。
2	2円/ℓの価格とした理由は。		2円/ℓとした理由は、有料化によるごみの減量効果と市民の方々の受容性、近隣自治体とのバランスを勘案した結果、この価格となりました。
3	全自治会（59自治会）に対し中間答申の説明会を実施とあるが、各説明会の参加人数と意見内容について公表していただきたい。		自治会に対して実施した説明会には、1,210名の方の参加をいただきました。意見の具体的な内容は、ホームページで公開しております。
4	中間答申説明会で、手数料が高くないといった人数を知りたい。		手数料が高くない（高い）といった意見はありましたが、人数は把握しておりません。
5	有料袋は5,10,20,40ℓの4種類とのことだが、なぜ30ℓがないのか。		基本方針（案）では、先行市を参考に5ℓ、10ℓ、20ℓ、40ℓの4種類としたものです。
6	有料化した場合、低年金世帯も同様に減るのか。		有料化を導入した場合、ごみの分別促進や発生抑制の意識が働きます。元々のごみの排出量の違いはあると思いますが、どの世帯においても一定の減量効果は期待できると考えております。
7	有料化対象品目の「燃やせないごみ」は1人1日当たりのごみの量が他市と比べて少ない。目標は何gなのか。有料化でなくて良いのでは。		燃やせないごみにつきましては、特に目標値を定めてはおりません。燃やせないごみを有料化とする理由としましては、現在、ガラスや陶磁器は資源化を図ることができず、燃やすことができないため、燃やせないごみとして有料化対象品目としています。
8	現在、市民は市が発行している分別ガイドのとおり分別して出している。有料化して市の財政負担を軽くすることが目的ではないか。		ごみ減量化の目的と効果では、組成分析の結果、燃やせるごみの中に資源物が3割混入しており、より多くの分別効果が見込まれる有料化を財政負担の削減につながることは示しておりますが、ごみの減量化が主目的の施策となっております。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑥戸別収集賛成意見（2件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	戸別収集の必要性について、以下の点を考慮し平成31年秋の実施を死守していただきたい。 ・今後高齢化が進み集積所まで運べない人が増える。 ・ごみ当番になっても掃除ができない。 ・高齢化により、ごみを出す日を間違える人が増える。		戸別収集実施の目的は、戸別の分別指導によるごみの減量化にありますが、二次的な効果として、ごみ出し負担の軽減やごみ集積所に関わる問題の解決も挙げられます。 新ごみ焼却施設への負担をできる限り少なくすることや周知期間等を踏まえた結果、平成31年秋頃を実施時期と考えております。
2	戸別収集は賛成です。戸別収集だけでもごみの減量化策につながると思います。利用している集積所は、近隣市や市内の遠方に住んでいる者による不法投棄や業者がごみを捨てていたり、問題が山積みです。 自分の家の塀にネットをかけている関係で、ごみ出しルールが守られず、家の前が汚れているのにも我慢の限界があります。 また、モデル地区では戸別収集でもカラス対策はできました。		不法投棄や不適正排出など、ごみ集積所の場所に合ったさまざまな課題が存在すると思います。基本方針（案）では、燃やせるごみと燃やせないごみを戸別収集することと考えています。 戸別収集を導入した際の各個人によるカラス対策等については、先進事例も参考にしながら情報提供できればと考えております。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑦戸別収集反対意見（3件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	戸別収集反対。駐車場に燃えるごみ、燃えないごみを置くことでカラスの被害が起きる。また、小さい孫がいるため、ごみを蹴ったり踏んだり袋に座ったり等ガラスの破片などで大けがする。また、通学路で車の渋滞等が発生する可能性があるため、従来どおりの集積所をお願いしたい。		現在の集積所収集では、カラス対策などのごみの管理は、排出者（集積所の利用者）で行っていただいております。戸別収集になっても、ごみの管理は排出者に行っていただくこととなります。なお、過去、市で実施したモデル事業の結果からも、戸別収集はカラス対策として有効であるとされています。収集体制や収集時間帯などは、道路の状況等を踏まえて判断していくこととなります。
2	約56,000世帯の内訳が、戸建が約27,000、集合住宅が29,000となっており、税金の公平性から戸別収集を行うのが、戸建のみというのは反対。		集合住宅については、現在でも敷地内での収集を実施していますが、集合住宅の集積所設置に対する一部補助などの支援策についても現在検討中です。
3	戸別収集は、コストが増大すると思うので従来の集積所へ集める方がよいと考えます。		戸別収集により経費が増加しますが、必要コスト等を考慮しながら、制度設計を行っていきたいと考えております。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑧戸別収集の目的、効果、制度内容に対する意見(16件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	戸別収集を実施するのであれば、午前中には収集を終了してもらいたい。	2	戸別収集導入により、収集時間はさらにかかることが予想されます。出来る限りスムーズに収集が行えるよう、収集体制等の見直しを行っていきます。
2	収集の時間的目安を教えてください。 収集体制、収集頻度の早急の見直しをしてもらいたい。		
3	袋に名前を記入してはどうかと思います。	2	袋への記名式については、プライバシーの問題から、市全体のルール化は難しいと考えます。ただし、利用者全員の承諾がある場合には、地域でのルールとして実施は可能と考えます。
4			
5	資源物の戸別収集も早期又は今回の戸別収集と同時に行って欲しい。	3	資源物については、品目に種類があり、収集車両を替えたり、混ぜて収集できないなどの課題がありますので、これらが整理でき次第実施する予定としています。
6			
7			
8	折りたたみ式ボックス等が設置可能な場所に限り、安全・安心であり、環境衛生にも良いので実施したらよい。		戸別収集は市内全域を予定しています。敷地内に折り畳みボックスを設置できれば、鳥獣対策やごみを踏むなどの危険がなくなることが考えられます。しかし、そのようなスペースが取れない家も存在しますので、収集場所の調整や鳥獣対策等について個別に相談していきたいと考えています。
9	個人宅の門扉の前は建築時、ゴミ出しを想定していないため場所がない。道路にはみ出しておくと交通の邪魔になる。		戸別収集は道路に面した敷地内にごみを排出していただくことになるため、道路にごみを置くことはありません。ごみ出しをする場所については、個別に相談をしながら決定していきたいと考えています。
10	ごみ関連予算がどの程度であり、その内訳として、収集のために係る費用が全く知らされていない。効果の中で、雇用創出ができるがあるが、現在よりさらに人件費がのしかかってくる。		平成28年度でごみ処理にかかった経費は約12億6千万円であり、そのうち、収集運搬にかかる費用は約4億円となります。戸別収集導入により収集にかかる経費も増加することが考えられるため、必要コスト等考慮しながら、制度設計を行いたいと考えております。
11	集積所収集を継続すべきである。集積所はコミュニケーションの場である。		戸別収集は排出者が明確になる制度となります。資源物についても、課題が整理でき次第、戸別収集を予定しておりますので、ご理解をお願いします。
12	戸別収集することで高齢者や杖をついている方などが大きなネットを開け閉めしてバランスを崩したりせず、危険が回避できる。また、固定された排出場所の担当者の負担が減り、道路のはみ出しがなくなり通学・交通の安全につながる。		戸別収集実施により、分別指導強化によるごみの減量化が図られると共に、ごみ出し負担の軽減やまちの美観向上にもつながることが考えられます。
13	道路に面した箇所にごみを出すとのことだが、生ごみを収集日まで保管しているポリバケツを道路まで下ろせない人は指定ごみ袋のまま道路に置くと思う。		戸別収集は道路に面した敷地内にごみを排出していただくことになるため、道路にごみを置くことはありません。有料化実施自治体によると、ごみをポリバケツに入れる方法のほか、鳥獣対策のためネットをかけるなどの方法をとっている世帯もあるようです。これ以外にも有効な対策があれば広くお知らせいたします。
14	雇用機会の創出で人員確保の必要性が記載されているが、具体的にどれだけの人員が必要でどのように確保するかという計画はあるのか。多大な人員不足を補うために費用や市税の値上げにつながる危険性はないのか。		戸別収集により収集頻度や収集体制の見直しが必要となり、それに伴い必要経費が変わってきます。必要コスト等を考慮しながら、制度設計を行っていきたいと考えております。
15	戸別収集の人員不足に対しては、高齢者より生活保護受給者に協力させて、社会復帰の一助にすべき。		福祉部局と調整を行いながら、検討を行っていきます。
16	戸別収集は排出ごみの内容物が特定される可能性があり、収集員や近隣通行人によるプライバシー侵害の危険性があることに留意していただきたい。		戸別収集導入の際のごみの排出場所については、プライバシー侵害等についても配慮しながら個別に調整を行います。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑨戸別収集の目的、効果、制度内容に対する質問(15件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	戸別収集のメリットは何か。		戸別収集を実施することにより、個別の分別指導を行うことができ、分別が促進されることが期待されます。また、ごみを道路に面した自宅の敷地内に排出できることで、ごみ出しの負担の軽減や高齢者の見守りといった二次的効果も期待でき、有料化と併用実施することで、ごみ減量の相乗効果がある対策となっています。
2	戸別収集導入により、鳥獣対策はどのように行うことになるのか。また、強風時の対策はどのようにするのか。	7	現在の集積所収集では、カラス等鳥獣対策や強風時の対策などのごみの管理は、排出者（集積所の利用者）で行っていただいております。戸別収集になっても、ごみの管理は排出者に行っていただくこととなります。
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9	収集作業に高齢者や障がい者に加わってもらい、雇用創出につなげるものがあるが、具体的にどのような作業を想定しているか。		高齢者や障がい者の雇用促進については、戸別収集等による収集体制見直しの必要に際し実施を検討しているものです。具体的な業務内容については各々できる業務が異なることもあるため、業務やそれに伴う課題を整理しながら検討していきます。
10	戸別収集を実際に行っている地域では、どのようなカラス対策を行っているか紹介していただきたい。		ポリバケツを置いてその中にごみを入れる方法やネットを使う方法により鳥獣対策を行っている事例があると聞いています。これ以外にも有効な対策があれば広くお知らせいたします。
11	東柏ケ谷、国分寺台で行った戸別収集のモデル事業の結果はどのようなになったのか。		戸別収集を行うことで、どの程度減量化が図られるか実験を国分寺台と東柏ケ谷二丁目で行いました。国分寺台では13%程度の減量化が図られましたが、東柏ケ谷二丁目は2%台でした。東柏ケ谷二丁目では戸別収集を実施した年は、市全体でも3%程度ごみが減量していたので、戸別収集によるごみの減量効果とは言えないと考えられます。これは、東柏ケ谷はワンルーム集合住宅が多い地域であり、外食をする人が多く、ごみが出なかったとも推測されます。
12	戸別収集となった場合、ポリバケツに入れて出して良いのか。		戸別収集を導入した場合、各世帯個別に鳥獣対策等を行っていただくことも考えられます。有料指定袋に生ごみを入れて、ポリバケツに出していただいてもかまいません。
13	現在、国分寺台四・五丁目と東柏ケ谷二丁目では戸別収集を行い、良い結果が得られているが、増加している人件費とごみの量を換算し、収入の目安を教えてください。		戸別収集のモデル事業を東柏ケ谷2丁目と国分寺台4・5丁目で行い、およそ1.5倍のコストがかかるという結果になりました。また、有料化による収入は約2億円と考えております。
14	海老名市全体で戸別収集を導入した場合、人件費予算と収入を確認したい。利益を得る雇用は賛成だが、単なる高齢者雇用の創出では困る。		戸別収集にかかる経費は、収集品目ごとの収集頻度や収集体制についても見直しが必要であり、それらを踏まえて必要経費を試算しているところです。また、有料化による収入は約2億円と考えております。
15	戸別収集の制度内容について、戸別収集の問題点を解消する具体策はどこに提示されているのか。「8 家庭系ごみ有料化・戸別収集実施にあたっての留意事項(P.17)」には全く明記がない。具体的なシミュレーションや計画があるのか。		戸別収集の問題点として、導入コストやごみの置き場所、狭隘道路対策などが考えられます。導入コストについては、導入の目的であるごみの減量化が達成できるよう必要コストを考慮した上で、制度設計を行っています。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑩減量化に対する意見、質問（5件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	新聞や折込チラシを集積所に排出する家庭を見かけるが、できるだけ新聞販売所と契約している古紙回収業者の収集を使い、ちり紙交換した方がエコで賢明、これだけでも市の収集度合の緩和、減少が図られるので、市も喚起してはどうか。		新聞販売店で古紙回収をしていることは認識しております。集積所に出すか回収業者に出すかは、その方の判断となります。
2	燃やせるごみの中に資源物が3割混入とあるが、混入している資源物がどのようなものかわからない。		基本方針（案）の4頁の図3にある組成分析結果にあるとおり、資源化可能な紙類とプラスチック類が混入している状況にあります。
3	水切りの徹底、資源物を混入させないなどを今まで以上にPRし、一日一人400gごみを減らすためにモデルを示す。		海老名市では、今までも広報や自治会回覧などにより、生ごみの水切りや資源物混入に関する周知啓発を行ってきており、今後も継続して市民への啓発活動を行ってまいります。しかしながら、これまでの施策を継続・強化するだけでは、これ以上の減量化は難しいと考え、新たなごみの減量化策として有料化も含めた基本方針（案）を策定したものです。
4	ごみの分別は若者ができていないような印象を受けている。紙資源と燃えるごみを混ぜている例がたくさんある。プラごみも分別できていない例もまだたくさんある。若者に対して分別方法や目的を説明していくことが必要。		2 小さいうちからごみの問題を身近に感じてもらうため、小学校を対象としたサマースクールや出前授業、地域の方々の要望に応じた出前講座を実施しております。これらごみ減量化啓発は継続していきたいと思います。 また、若者に限らず、転入出が多い方にとって、各自治体でルールが異なるごみ分別は分かりづらい部分があると考えます。現在、転入者には、届出時に分別の冊子を必ず渡してはいますが、その他の啓発方法についても考えていきます。
5	学校に出前授業をするなど教育し、次代を担う子供たちに、ごみの減量を教育していくことは効果的だと思います。また、自治体により、分別方法は違うので転入者に対してゴミ出しのルールを説明するなど、転入手続きの際に話すことも必要。		

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑪剪定枝に対する質問、意見（5件）

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	平成26年6月剪定枝資源化モデル事業を上郷で開始し、既に4年経過しているがどのような内容で進行しているか、状況を広報してもらいたい。		平成26年6月から11月までの毎週水曜日に剪定枝の分別回収を実施しました。剪定枝の排出方法のルールは守られ、収集運搬にも支障がなく、円滑に資源化処理を行うことができました。しかしながら、市内全域で実施をするための収集体制の確立が当時は難しかったこともあり、実施までには至りませんでした。
2	剪定枝の出し方について、葉がついていてもよいのか、枝は生木の状態でよいのかを具体的に提示してもらいたい。		資源化の方法により排出方法が異なってきますが、基本的には剪定枝に葉がついていても、生木でも問題ありません。
3	剪定枝の資源化については、早急に取り組んでももらいたい。		有料化や戸別収集といったごみの減量化策の併用策として、剪定枝の資源化についても検討していきます。
4	剪定枝、落葉、雑草などを資源化するルートを早急を探し、焼却量の削減を図る。		基本方針（案）でも示させていただいておりますとおり、有料化や戸別収集といったごみの減量化策の併用策として、剪定枝の資源化についても検討していきます。 落葉、雑草についても、研究は行いたいと考えております。
5	剪定枝の出し方はひもで束ねるようになっているが、生け垣の剪定枝は葉がついており、散乱するため、半透明のごみ袋に入れて排出は可能か。 資源物扱いの剪定枝はどのようなものか。		剪定枝は資源化の処理ルートにより排出方法が異なります。 現行は、1本の直径10cm以内、長さ50cm以内、一束の直径25cm以内となっております。 今後の排出方法については、処理ルートも含め検討中です。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
総意見数：167件
2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑫今後の進め方、スケジュールに対する質問(0件)

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑬他の2市などへの意見、質問(13件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1 2 3 4 5 6 7 8 9	海老名市だけ有料化を検討しているのに納得がいかない。 座間市、綾瀬市、海老名市三市が共通に有料化すべき。	9	ごみの減量化は3市共通の課題ですが、減量化の手法については各市で検討し、実行しています。海老名市は減量化策を考える中で、有効な手法として有料化・戸別収集を目指すこととしました。海老名市はごみ焼却施設の所在市でもあり、率先して減量を図る必要があります。その取り組み状況については2市へ情報提供します。
10 11	現在、海老名市のみが有料化の方針だが、座間市、綾瀬市はどのように考えているのか。共同の施設利用であれば、3市で実施し、手数料を下げてほしいと思う。 綾瀬市と座間市がごみ減量化の対策をどのように考えているかを知りたい。	2	ごみ減量化の必要性については、3市長で協議をしており共通の認識を持っています。しかし、ごみを減らす手法は様々あるため、2市がどのようにごみを減らしていくかはそれぞれで検討しているところです。
12	同じ高座処理施設を利用する他市の有料化実施時期と具体的な方策を説明していただきたい。		ごみの減量化が喫緊の課題であることは座間市、綾瀬市と共通認識が図られていますが、有料化について検討しているのは海老名市だけとなります。
13	焼却施設は、海老名・座間・綾瀬の三市で共同使用である。各市の負担割合の考え方はどのようになっているか。		高座清掃施設組合の運営は3市の分担金で行っていますが、その負担割合は基本にごみ量によって決まっているため、ごみの量が減れば分担金も減少します。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑭高座清掃施設組合、資源化センター、美化センター等施設に対する意見と質問(5件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	燃やせるごみを燃やす時に出る熱量は、何かに利用されているのか。		現在、高座清掃施設組合の隣に焼却熱を利用した温水プールが設置されています。また、売電も行っています。
2	処理場を受け入れて下さった本郷の方々には、海老名市民として感謝の気持ちを忘れないようにします。		高座清掃施設組合によるごみ処理は、本郷地域の住民の理解があった上で処理ができております。これを一人一人が認識して、ごみ排出量を減らし、搬入車両も減らすことが必要であると考えます。
3	焼却施設の処理能力が今までよりも小さいと聞いたが、理由は何か。		処理能力が多い施設はそれだけ維持管理に経費がかかるものであることから、将来的な人口減少等を見越した上で、処理能力を今までよりも小さくしたと聞いております。
4	生ごみは、機械的圧力をかけて極限まで脱水し減量する。また、焼却炉の排熱を利用し乾燥すればさらなる減量と燃焼効率の向上が図れる。		焼却処理の前段階で水切り処理をすることは、そのための設備を設置しなければならず過大な経費が掛かるだけでなく、前処理の段階で不具合が発生した場合、焼却処理まで滞ることになり、リスクも高いと考えます。そのため、生ごみなどの水切りは、焼却量の削減だけでなく収集の負担も減るため、各世帯から排出される段階で、行っていただく必要があると考えています。 なお、新ごみ処理施設では、炉内でごみの乾燥、燃焼、後燃焼の工程により焼却処理を行うこととなります。
5	新焼却施設の建設費の総額費はいくらか。また、建設費に対して国や県から補助を受けているのではないか。		建設費は約175億円です。また、国、県からも補助を受けております。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑮減免制度等に対する意見、質問(6件)

No.	意見の概要	同意見	回答
1	近所に乳飲み子から中学生までの多くの子供を育てている家庭があり、有料化することで負担が一気に増大する。このような家庭に対する減免措置はありますか。		基本方針（案）で減免対象として考えている世帯は、 ○生活保護受給世帯 ○児童扶養手当受給世帯 ○特別児童扶養手当受給世帯 ○ひとり親家庭等医療費助成世帯 ○障がい者手帳所持（身体1・2級、精神1級）かつ非課税世帯 ○療育手帳所持（等級A）かつ非課税世帯 としています。 また、お子様の紙おむつは、燃やせるごみではありますが、有料化対象外品目（無料）となります。
2	身体者手帳4級を所持しているが、人工膀胱のため、ストーマ袋、蓄尿袋を使用し排出している。減免対象としていただきたい。		基本方針（案）では、減免対象として、身体障がい者手帳所持者のうち1級及び2級の方を減免の対象としています。 また、ストーマ袋や蓄尿袋については、減免対象には含んでおりません。
3	紙おむつが有料化対象外だが、紙おむつ、ペット用シートなどに生ごみを混入させる人が出てくる。正直者がバカを見る。		戸別収集を併用実施することで、ごみの排出者が明確になるため、混入ごみに対し、個別に分別指導を行うことが可能となります。 なお、ペット用シートについては有料化対象品目としています。
4	生活保護受給世帯が減免とのことだが、全市的に有料化するのであれば減免対象者（例外）はなしにして欲しい。		
5	家庭系ごみ（燃えるごみ）の排出量は世帯人員や生活状況により異なるだけで、生活保護世帯や障がい者世帯等が一般的に排出量を優遇されるべき合理的根拠はない。ごみの排出は、生活者である以上日常的に発生するものであり、むしろ絶対的に公平でなければならない。負担感をもって排出者を威嚇するなら、全市民が公平で絶対的な条件下で施行しないと「ごみの排出量と負担額が連動して、負担の公平性の確保が図られない（P.8）」ことになる。」	2	経済的負担に配慮する必要があると考え、生活保護受給世帯などの一部の世帯に対し、減免対象とすることを考えております。
6	減免対象品目を細かく分けると、分別が難しくなるのでないか。例えば、家庭菜園で2・3本の野菜を作っているが、これは自宅の雑草と同じごみ袋に入れられるのか。		「菜園残渣」については、落ち葉や雑草など人の意図に反して繁殖したものではなく、生育したものについては燃やせるごみに含まれると考えています。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑩現行制度等に対する意見、質問(7件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	不適正排出は、アパート等の不永住者や自治会への未加入者等が主であると思われる。アパートオーナー、管理会社の責任の明確化が必要となります。		小規模集合住宅など、転入出が頻繁にあり、市のごみ分別のルールが十分に行き届かない住居については、ポスティングや居住者用掲示板への掲示などアパートオーナーや管理会社と共同しながら、ルールの周知を引き続き行っていきます。
2	不法投棄や不適正排出対策についてパトロールや啓発、指導強化、地域・民間にも協力を求めるとしていますが、実際に出されたままのごみの処分は誰がするのでしょうか。具体的な解決策が示されていません。		残されたごみについては、現在の取扱いと同様にシールを貼付し収集しません。 このような状況を未然に防ぐため、パトロールや地域・民間への協力を求めることが必要であると考えています。
3	説明会では、美化デー以外は「連絡してくれば収集に向く」と回答があったが、防犯パトロール、老壮会の清掃活動、個人ボランティアのごみ拾い等の場合、その都度連絡することは不可能である。事前に指定ごみ袋を配布してはもらえないか。		現在のボランティア清掃の取扱いについては、事前申請としておりますが、年間計画書等による一括申請でも承っており、実施後は職員による収集のため、収集場所の確認とごみの量の報告をいただいております。また、有料化導入に伴い必要な取り扱いの変更など適宜対応を行います。
4	現在、資源物についてはどのような処理をしているのか。東京都のある区では、町内会でまとめて持っていくと代価がもらえて、それを町内会費に充てていると聞いたことがある。		資源物は、市で集積所収集を行い、資源化を図っています。東京都の件については、集団資源回収のことを述べていると思われませんが、現在海老名市として集団資源回収は行っておりません。
5	燃やせるごみの中に約3割の資源ごみが混入しているということだが、容器プラのラベルのうち紙が使われているものは、のりが貼りついて綺麗に剥がせない。販売する企業がリサイクルのための努力をする必要がある。		製品の過剰包装によるごみの増加も考えられます。これについては、製造者や販売者の責任として対策を講じるよう、県を通じて国へ要望してまいります。
6	燃やせるごみを、「生ごみ（紙おむつなどの衛生用品含む）」、「資源化不可能な紙ごみ」、「その他の可燃ごみ」の3分類にして収集する。 燃やせるごみとして一括収集するから何でもよいと考える。呼称を「資源化不可能なごみ」とし限定することで分別意識が変わる可能性がある。		ごみ分別の目的は資源化ができるよう分けてもらうためであり、燃やせるごみとして同じ処理を行うものを3分類に分けることに対して、排出者に理解が得られるかが問題になると考えます。 呼称により、意識が変わる側面も考えられますが、ごみ排出は日常生活に欠かせないものであるため、できる限り市民に分かりやすい呼称としています。
7	生ごみ以外の燃やせるごみとして収集しているごみを、月2回に変更することで経費削減につながる。		燃やせるごみは、生ごみも含めてまとめて排出していただくこととしています。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑰事業系ごみに対する意見・質問(4件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1 2	事業系ごみ減量化の対策が決まっていない。家庭系ごみ有料化を急いで決めようとしているように見えます。市民の嫌煙にきちんと対策をとってもらいたい。	2	まちのにぎわいなどによって、事業系ごみも増加しています。この削減も必要なことから、事業系ごみの減量化策について環境審議会で審議を行っています。
3	NPO法人のごみは事業系ごみとなるのでしょうか。		家庭生活の中で発生したごみ以外のごみは事業系ごみとなります。そのため、集積所に排出することはできず、一般廃棄物許可業者と契約し、適切に処分を行う必要があります。
4	事業系ごみが3割と書かれているが、企業数はいくつか。中小企業で地域のごみ集積所に出している事業所への指導を行って欲しい。		事業所から排出されたごみと特定された場合、直接、指導等対応を行っております。

海老名市家庭系ごみの減量化基本方針（案）に関する意見への回答

1. 住民説明会に伴い意見書等により提出された意見
 意見書の提出期限：平成30年8月17日（金）まで
 総意見数：167件

2. 意見・質問に対する市の考え方（一部要約や分割をしています。）

⑩その他の意見・質問(15件)

No.	意見の概要	同意見	回 答
1	基本方針の内容については市民の反響（反対派）が多く、強行に決める事には絶対反対。市民投票等で問うてみてはどうか。		パブリックコメントや説明会で皆様からの意見を確認した上で、総合的に判断を行っていきたいと考えております。
2	小田原市では、ペットボトルのラベルはがしを手作業で行っており、排出者の分別不徹底に苦慮している様子がテレビで放映されていた。 ごみ減量化には、排出者の分別度合が絶対条件であり、その推進のためにも、排出ごみ全般の分別、良し悪しの内容分析したものを広報してもらいたい。		分別を行う中で、汚れをとることは個人差が出やすいものであるため、どの程度行えばよいものかが一番分かりにくいと思います。市としてもアナウンスは続けていきますが、写真が入ったものなど詳細が分かる良い資料があれば、皆さんへ提供していきたいと考えております。
3	説明会の中で、市民からの意見は1,000件と聞いたが、意見を層別してベスト10か20位を公表していただきたい。		パブリックコメントなどの意見に対する回答は公表させていただきます。公表の方法等についても、多数寄せられた意見がわかるような作りにしたいと考えております。
4	説明会での説明をパワーポイントで行っていたが、机上にも同じものが配布されていた。また、パワーポイントの資料以外に答申書や基本方針（案）で30ページとなる。重複する資料の廃止こそが減量化の一步。美観等の問題も含め、数多くの説明会の開催を望む。	2	説明会については、一通り実施したものと考えております。9月から市長自らのごみの減量化を含めた市の施策について、タウンミーティングを実施しますので、その状況により判断をまいります。
5	周知の徹底という点で、説明会をもっと行うべき。自治会説明会や今回のような説明会をさらに実施して周知することが大切。周知することで理解が深まる。		
6	30ページとなる資料を短時間に読んで質問しろとは無茶な話なため、事前に目を通しておくよう啓発しておくべき。		ご意見のとおり、説明会の中で基本方針（案）の全てのページに目を通すことは難しいと思いますので、その内容の概要ということで別の資料を用意させていただき、説明させていただきました。当然、事前に基本方針（案）の内容を確認した上で、説明会に出席していただければ、より深く内容を理解することができるものと考えておりますので、啓発は行う必要があると考えております。
7	説明会当日の意見、説明会後の意見、パブリックコメントは分けて意見集約し、同類意見は集計意見を公表すべき。	2	パブリックコメント等でいただいた意見への回答については、ホームページで公開いたします。
8	全ての意見を閲覧、開示すべき		
9	地域交流が不十分でごみの減量意識が薄れている。市や地域自治会等の活動の活性化が必要。 ごみの削減と分別の徹底を有料化より先に自治会で議論できるように願いたい。		市では、ごみに関する出前授業などのご依頼を随時承っております。出前授業をとおしてごみの減量化や分別徹底に関心を持ってもらう良い機会を創出できればと考えております。ごみの減量化には地域の力も必要となりますので、自治会とも協働しながら進めていきたいと考えております。
10	市の啓蒙活動が不十分。「ごみサク」が周知されておらず、品目別検索だけでなく、区分別の並び替え検索や印刷機能も欲しい。		市による分別等の周知啓発活動は継続していきます。また、ごみサクに関する周知方法についても検討をしていきます。ごみサクに関するご意見については、運営を行っている民間事業者へのご意見として承ります。
11	先日、花火大会の翌日に道路と駐車場の間にゴミが散らかっていたが、これは海老名市に連絡をすれば取りに来てくれるのか。今回は持ち帰り、分別して指定日にごみを出した。 また、道路横の雑草もなるべく小さいうちに取り、家の雑草と一緒にごみを出している。 これは無料だから簡単に出来ることである。		散乱ごみの対応は、基本的に花火大会の主催者側で対応することとなります。ボランティア清掃として収集したものであれば、有料化対象外品目（無料）と取り扱うこともできますので、実施前に市へご一報いただきたいと思います。 有料化後でも路上の落ち葉・雑草については、有料化対象外品目（無料）となります。
12	資源ごみを減らすことを検討して欲しい。商品の過剰包装が多い。レジ袋を全店舗有料にして買い物袋を浸透させる指導をしたらどうか。		製品の過剰包装によるごみの増加も考えられます。これについては、製造者や販売者の責任として対策を講じるよう、県を通じて国へ要望してまいります。
13	資源とごみの分け方・出し方を発行し、不明な点があれば電話で問い合わせをするようにだけでは広報活動とは言わない。実際に実施した分別結果を写真にしてコミセンに掲示、広報に掲載して資源物の混入状況を見せることにより、分別意識が働く。		広報の方法につきましては、今後も検討を続けたいと考えています。

14	今後の細部設計は、これまでの検討実績以外、外部リソース（町づくり学生セミナー、県のスタッフ、隣接市職員他）も参画すべき	ご意見として承ります。
15	直近で実施を始めた自治体を調査し、住民意識等を広報する。	有料化や戸別収集といったごみ減量化策について、住民がどのような感情を持ち、どのように意識が変化したかについては調査し、皆さんにお伝えできればと考えております。